

令和5年第1回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日（水）午後1時30分から2時33分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（13人）

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	12番	山内 芳幸
	11番	面岡 大作
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（1人）

5番 千光士伊勢男

5. 出席農地利用最適化推進委員（5人）

安芸	渡辺 禎宏
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
赤野	大野 實

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画 決定について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画

による中間管理権の決定について
議案第5号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 北村 博昭
事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数14人、出席数13人であります。
5番千光士委員からは遅参の届出がっております。
次に事務の概要報告をいたします。
1月11日に、「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会」がリモートで開催され、農業委員会事務局の3名が参加しました。
また、1月18日には「令和4年度農業委員会全員研修会」がリモートで開催され、農業委員と推進委員が12名と、事務局の2名が参加しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に西岡秀輝委員及び福本隆憲委員を指名いたします。
それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 議案書は、1ページをお開きください。
「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。
今回は、11件届出が出ています。
届出番号1番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり伊尾木の3筆で、面積は全部で2,875

m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 22 筆で、面積は全部で 10,874m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の 8 筆で、面積は全部で 11,547m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口と小谷の 15 筆で、面積は全部で 6,959m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 5 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は全部で 13m²です。

共有持分の相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 6 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は全部で 2,595m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 7 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口と栃ノ木の 7 筆で、面積は全部で 2,057m²です。

共有持分の相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 8 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は全部で 426 m²です。

共有持分の相続放棄により所有権が移転となったもので、あつせんの希望はございません。

次に、届出番号 9 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は全部で 66 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あつせんの希望はございません。

次に、届出番号 10 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の 1 筆で、面積は全部で 198 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あつせんの希望はございません。

最後に、届出番号 11 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の 1 筆で、面積は全部で 595 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あつせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第 1 号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。

申請番号 1 番および 2 番については、小松豊喜委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により一時退席願います。

(小松豊喜委員 退席)

申請番号 1 番および 2 番について、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」の申請番号1番と2番を説明いたします。

議案書は7ページです。

次の申請番号3番と4番も含めた4件の申請は、栃ノ木地区で予定されております、高知県の河川拡幅の事業による用地買収に伴い、今後経営地が減少となる方が隣接地の農地を取得しようとするものです。

申請番号1番と2番は、譲受人が同一ですので一緒に説明させていただきます。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の4筆で、登記地目は田で、面積は1,679㎡です。売買による所有権移転の申請で、ユズ等が作付されております。

申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の1筆で、登記地目は田で、面積は935㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。

申請番号1番、2番の所在地につきましては、8ページに地図がございます。

栃ノ木・東地集落の南側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地には、ユズ等が作付けされており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりました、年間330日農業に従事する予定者が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、1番と2番を取得後の農地面積の合計が12,877㎡となりまして、下限面積4,000㎡を

超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズ等を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、1月12日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、小松光正委員、お願いします。
小松光正推進委員 1月12日に現地を確認してきました。事務局の報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等 なし)

別にないようですので、採決をいたします。

申請番号1番および2番については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、申請番号1番および2番は原案どおり認め、許可することに決定しました。

(小松豊喜委員 着席)

議長 次に、申請番号3番および4番について、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) それでは、申請番号3番と4番について説明いたします。
申請番号3番と4番も譲受人が同一ですので、一緒に説明させていただきます。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の1筆で、登記地目は田で、面積は245㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。

申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載

のとおり栃ノ木の2筆で、登記地目は田で、面積は332㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付けを予定しています。

申請番号3番、4番の所在地につきましては、8ページに地図がございます。

栃ノ木・東地集落の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培しています。今回の申請地には、ユズを作付する予定をしており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地のうち、申請番号4番の2筆については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、「遊休農地復旧・解消計画」を提出していただきました。その計画どおり3月から作業を行い、遊休農地が解消される予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりました、年間300日農業に従事する予定者が2名、年間200日農業に従事する予定者が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、3番と4番を取得後の農地面積の合計が6,651㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条

第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、1月12日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長 現地確認委員の報告を、小松豊喜委員、お願いします。
14番小松豊喜委員 3番と4番です。1月12日に現地を確認してきました。
報告のとおりです。

議 長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等 なし)

別にないようですので、採決をいたします。

申請番号3番および4番については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員賛成です。
よって、申請番号3番および4番は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」のうち、申請番号1番から4番を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」の申請番号1番から4番を説明いたします。

議案書は、9ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で991㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。

赤野の須崎青果の集荷場の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で2,856㎡です。

トルコキキョウを作付する予定をしており、貸借期間は20年間で、賃借料は、20万円の条件で新規設定する計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。赤野太夫屋地集落の南西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり宝永町の農地4筆で、登記地目は田で、面積は584㎡です。

ユズを栽培しており、貸借期間は3年間で、賃借料は10アール当たり米1俵の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。安芸中学校の南西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地2筆で、地目は田で、面積は5,883㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米1俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。黒鳥公民館の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、

申請番号1番と2番は、栗山浩和委員、大野實委員に、申請番号3番と4番は、川島一義委員、渡辺禎宏委員に、確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番と2番は、大野實委員、申請番号3番と4番は、渡辺禎宏委員、お願いします。

大野推進委員

1番と2番です。13日に現地を確認してきました。報告の

とおりで。

渡辺推進委員

3番と4番です。報告のとおりです。

議長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

別がないようですので、採決いたします。

申請番号1番から4番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、申請番号1番から4番については、原案どおり決定いたしました。

議長

次に、申請番号5番については、西岡秀輝委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(西岡秀輝委員 退席)

申請番号5番について、事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

申請番号5番を説明いたします。

議案書は、11ページになります。

申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地1筆で、地目は田で、面積は1,590㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米1俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。

ニッポン高度紙工業の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりで。

なお、現地につきましては、川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告を、渡辺禎宏委員、お願いします。

渡辺推進委員

5番です。報告のとおりです。

議長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

別がないようですので、採決いたします。

申請番号5番については、原案どおり決定すること

に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、申請番号5番については、原案どおり決定いたしました。

(西岡秀輝委員 着席)

議長

次に、申請番号6番から12番について、事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

申請番号6番から12番を説明いたします。

議案書は11ページからになります。

申請番号6番から9番は、花園町の農地4筆の上にハウスが東西に3棟あり、土地の名義人が3名であること、貸借人が2名であることから、4件の申請となっております。

それでは、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり花園町の農地1筆で、地目は田で、面積は637.55㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は15年間で、賃借料は6万円の条件で新規設定する計画です。

これから、現地の写真をお配りしますが、先ほどお伝えしたとおり、申請番号6番から9番までは、隣り合う土地を貸借することから、現地写真はまとめて回させていただきますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。

コメリ花園店の道を隔てて西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり花園町の農地1筆で、地目は田で、面積は1,147㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は15年間で、賃借料は、9万円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。

申請番号6番の西隣りにある農地です。

次に、申請番号8番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり花園町の農地1筆で、地目は田で、面積は665㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は15年間で、賃借料は、5万4千円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。
申請番号7番の西隣りにある農地です。

次に、申請番号9番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり花園町の農地2筆で、地目は田で、面積は1,559㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は15年間で、賃借料は、12万6千円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。
申請番号8番の西隣りにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号10番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,382㎡です。

ナス等を栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、ナスを栽培する部分は10アール当たり90,749円、その他の部分は10アール当たり15,125円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。
安芸自動車学校の北にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号11番です。

この件につきましては、賃借料の記載に誤りがありました。
本日正誤表をお配りしております。

議案書には、賃借料を全体で「10万円」と記載しておりましたが、「10アール当たり10万円」の誤りでした。

申し訳ありません。訂正をお願いします。

それでは、説明します。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり入河内の農地4筆で、登記地目は田で、面積は1,459㎡です。

ユズを栽培しており、貸借期間は2年間で、賃借料は、10アールあたり10万円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

東川集落の東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号12番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒瀬の農地7筆で、登記地目は田で、面積は796.16㎡です。

ユズを栽培しており、貸借期間は10年間で、賃借料は、無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。

こまどり温泉の北東約400mのところにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号6番から9番は、川島一義委員、渡辺禎宏委員に、申請番号10番は、西岡秀輝委員、中平秀一委員に、申請番号11番と12番は、有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただいております。

説明は、以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を申請番号6番から9番は、渡辺禎宏委員、申請番号10番は、中平秀一委員、申請番号11番と12番は、有澤節子委員、お願いします。

渡辺推進委員

6番から9番です。報告のとおりです。

中平推進委員

申請番号10番です。報告のとおりです。

9番有澤節子委員

11番と12番です。1月16日に現地を確認してきました。報告のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

別にないようですので、採決いたします。

申請番号6番から12番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、申請番号6番から12番については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案４号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」、説明いたします。

議案書は２０ページになります。

農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号１番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地２筆で、地目は田で、面積は3,745㎡です。

作物は、転借人が水稻を栽培する予定をしております、貸借期間は１０年間で、賃借料は１０アール当たり１万円の条件で新規設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２１ページに地図がございます。

黒鳥公民館の南東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の判断につきましては、別紙のＡ３の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を渡辺禎宏委員、お願いします。

渡辺推進委員 １番です。報告のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

（質問、意見等 なし）

別がないようですので、採決いたします。

「議案第４号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成です。

よって、「議案第４号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第５号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 「議案第５号、非農地証明願について」の説明をいたします。

議案書は22ページです。

今回は2件の申請が出ております。

それでは、申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は109㎡となっております。

所在地の地図は、23ページに掲載しております。

岩崎弥太郎生家の南にある土地で、住宅が建っていましたが、火災によって焼失し空き地となっております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和47年に申請地と、その西側の甲1629番1と合わせて住宅を建築し、残地は駐車場として利用していましたが、令和2年に火災により焼失し、現在に至ります。

現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

次に、申請番号2番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は529㎡となっております。

所在地の地図は、24ページに掲載しております。

井ノ口公民館の南約220mにある土地で、こちらも住宅が建っていましたが、火災により焼失し空き地となっております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、平成3年12月に住宅を建築していましたが、平成30年に火災により焼失し、現在に至ります。

現地の状況及び安芸市税務課から出された証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては2件とも、1月13日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長
3番大久保委員

現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員、お願いします。

1月13日に現地を確認しました。先ほどの説明どおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

別がないようですので、採決いたします。

「議案第5号、非農地証明願について」は、申請

どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局よりお願いします。

事務局（北村）

まず、来月の定例会の日程のお知らせです。

来月の定例会は、2月27日月曜日の予定です。よろしくお願いします。

次に、農地法の改正の件で、下限面積撤廃の件で、改正のお知らせをしたところですが、来年4月からの運用で下限面積が撤廃されたときの取扱いについて、事前に皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

今まだ取りまとめられていないので、2月の定例会の際に取扱いについて案をお示ししてご意見をいただき、4月から運用するようにさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

事務局（弘井）

またになりますが、日誌を提出いただくようお願いします。

事務局長

最後になります。

お手元のほうに、広報の2月号に掲載するものをお渡ししています。

今年の7月、農業委員等の改選に伴う募集案内です。

募集の期間は、2月1日から28日。2月中を募集期間としていますので、ご承知いただきたいと思います。

何度もお伝えしていますが、ベテランの方が多いので、引き続きお願いしたいところです。地域の事情や、個人的な事情ですとか、後進に譲りたいとかあると思いますが、後任が不在とかいった場合には、事務局にもお伝えいただければと思います。

また、募集の様式について、本日用意できませんでしたので、皆さまのお手元に後日郵送させていただきます。よろしくお願いします。

議 長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年2月27日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員